

# 第71号議案

令和5年2月17日  
任用給与課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和5年2月15日付4議事第427号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

## 記

議案名
第111号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
意見
異議ありません。

## 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における防疫等業務手当に関する措置の期限について、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<b>防疫等業務手当に関する措置</b> 本体附則第4項	<b>【措置期限】</b> 新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例（最高5,000円）は令和5年5月7日まで（現行：令和5年3月31日）とする。 <b>【文言整備】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○「失効する日」の読み替えを削除</li><li>○「失効する日」 → 「同日」</li><li>○「前項」 → 「同項」</li></ul>
<b>施行期日</b> 附則	公布の日（令和5年3月31日予定）

4 議事第 4 2 7 号  
令和 5 年 2 月 1 5 日

東京都人事委員会委員長  
青 山 侑 殿

東京都議会議長  
三 宅 し げ き  
( 公 印 省 略 )

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 5 年第 1 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 1 1 1 号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 第百十一号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。  
附則第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和五年五月七日」に改め、「（以下「失効する日」という。）」を削り、同項ただし書中「失効する日前に前項」を「同日までに同項」に、「失効する日以後」を「同日後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における防疫等業務手当に関する措置の期限を改める必要がある。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第四十五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1から3まで（現行のとおり）</p> <p>4 前項の規定は、令和五年五月七日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。ただし、同日までに同項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当て、同日後に支給するものについては、同項の規定は、同日後も、なお効力を有する。</p> <p>5及び6（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第四十五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1から3まで（略）</p> <p>4 前項の規定は、令和五年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日前に前項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった防疫等業務手当て、失効する日以後に支給するものについては、同項の規定は、失効する日以後も、なお効力を有する。</p> <p>5及び6（略）</p>